

教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱

- ・あらかじめ総合教育会議において、協議・調整を尽くし、国の教育振興基本計画を参酌し、市長が策定する。
- ・教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を市長に与えたものではない。

- ①目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではない。
- ②期間は、4年～5年程度を想定している。
- ③主たる記載事項は、予算や条例等の市長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられる。
 - ・学校の耐震化や統廃合
 - ・少人数教育の推進
 - ・総合的な放課後対策
 - ・幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等
- ④大綱を定め又は変更したときは、遅滞なく、公表しなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項 に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。